

医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者  
認定制度マーク・認定マーク使用規程

令和3年11月15日

(改正) 令和4年11月7日

厚生労働省職業安定局雇用政策課  
民間人材サービス推進室

(趣旨)

第1条 この規程は、医療・介護・保育分野等における職業紹介事業の適正化に関する協議会（以下「協議会」という。）における医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度（以下「認定制度」という。）の認定制度マーク（以下「認定制度マーク」という。）及び認定マーク（以下「認定マーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要事項を定めるものとする。

(認定制度マーク使用制限)

第2条 厚生労働省及び厚生労働省の職員以外の第三者は、次に掲げる事項に該当する場合を除き、認定制度マークを使用することができない。

- 一 協議会の受託者が認定制度の運営及び推進に必要な場合
- 二 認定制度によって認定された適正な有料職業紹介事業者（以下「適正認定事業者」という。）が、認定取得時のニュースリリース等において、制度の周知・説明をする際に使用するため協議会の受託者に対し、その旨を通知した場合
- 三 厚生労働省職業安定局雇用政策課民間人材サービス推進室長（以下「人材室長」という。）の使用許可を受けた場合

(認定マーク使用制限)

第3条 厚生労働省及び厚生労働省の職員以外の第三者は、次に掲げる事項に該当する場合を除き、認定マークを使用することができない。

- 一 協議会の受託者が認定制度の運営及び推進に必要な場合
- 二 適正認定事業者が、当該認定の有効期間中に、自らが適正認定事業者であることを証明するために使用する場合
- 三 人材室長の使用許可を受けた場合

(認定制度マーク・認定マークの使用差し止め)

第4条 認定制度マーク又は認定マークの使用に関し、第2条又は前条に該当しないと認められるとき又はその使用が不適切であると認められるときは、人材室長は、その使用を

差し止めることができる。

(申請)

第5条 第2条第1項第3号又は第3条第1項第3号の規定による認定制度マーク又は認定マークの使用許可を受けようとする場合は、使用を開始する日の10日前(土日・祝日を除く。)までに医療・介護・保育分野の適正な有料職業紹介事業者認定制度マーク・認定マーク使用申請書(別紙様式1)を人材室長に提出し、使用許可の申請を行わなければならない。

2 人材室長は前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合には、医療・介護・保育分野の適正な有料職業紹介事業者認定制度マーク・認定マーク使用許可証(別紙様式2)を交付する。

3 人材室長は、前項の医療・介護・保育分野の適正な有料職業紹介事業者認定制度マーク・認定マーク使用許可証を交付する場合に、認定制度マーク及び認定マークの使用に関する条件を付すことができる。

(申請内容の変更)

第6条 前条の申請の内容に変更があった場合には、速やかに医療・介護・保育分野の適正な有料職業紹介事業者認定制度マーク・認定マーク使用変更申請書(別紙様式3)を人材室長に提出し、変更の申請を行わなければならない。

2 人材室長は前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合には、医療・介護・保育分野の適正な有料職業紹介事業者認定制度マーク・認定マーク使用変更許可証(別紙様式4)を交付する。

(使用許可の取消し等)

第7条 人材室長は、第2条第1項第3号又は第3条第1項第3号の規定により認定制度マーク又は認定マークの使用許可を受けた者が次に掲げる事項に該当する場合には、使用条件の変更、使用許可の取消し、又は使用物品の回収を求めることができる。

- 一 使用許可の際に付した条件又は本規程に違反したとき
- 二 虚偽又は不正により使用申請を行ったとき
- 三 その他人材室長が必要と認めたとき

(使用料)

第8条 認定制度マーク及び認定マークの使用料については、無料とする。

(認定制度マーク・認定マークに関わる権利)

第9条 認定制度マーク及び認定マークに関する一切の権利は、厚生労働省に帰属する。

(規程の改定)

第 10 条 本規程は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

(附則)

第 11 条 この規程は令和 4 年 11 月 7 日から施行する。

(様式1)

医療・介護・保育分野の適正な有料職業紹介事業者  
認定制度マーク・認定マーク使用申請書

令和 年 月 日

厚生労働省職業安定局雇用政策課  
民間人材サービス推進室長 殿

(申請者)  
住所  
名称  
代表者

医療・介護・保育分野の適正な有料職業紹介事業者認定制度マーク・認定マークを下記に  
使用したいので申請します。

記

1. 使用するマーク
2. 使用の目的
3. 使用期間
4. 連絡先（氏名、役職、連絡先）

(様式2)

文 書 番 号  
令和 年 月 日

医療・介護・保育分野の適正な有料職業紹介事業者  
認定制度マーク・認定マーク使用許可証

〇〇 〇〇殿

厚生労働省職業安定局雇用政策課  
民間人材サービス推進室長

令和 年 月 日付けで申請のあった医療・介護・保育分野の適正な有料職業紹介事業者認定制度マーク・認定マークの使用については、これを許可します。使用の際は、下記の使用方法を遵守してください。

記

- 1 申請内容に変更があった場合は、速やかに変更申請を行うこと
- 2 使用条件に違反して認定制度マーク・認定マークを使用した場合、認定制度マーク・認定マーク使用許可申請書の内容に虚偽があることが判明した場合、その他厚生労働省職業安定局雇用政策課民間人材サービス推進室長が必要と認める場合には、使用条件の変更、使用許可の取消し、又は使用物品の回収を求めることがあること

(様式3)

医療・介護・保育分野の適正な有料職業紹介事業者  
認定制度マーク・認定マーク使用変更申請書

令和 年 月 日

厚生労働省職業安定局雇用政策課  
民間人材サービス推進室長 殿

(申請者)

住所

名称

代表者

医療・介護・保育分野の適正な有料職業紹介事業者認定制度マーク・認定マークの使用にあたり、次のとおり変更したいので申請します。

記

1 変更内容

(変更前)

(変更後)

2 連絡先(氏名、役職、連絡先)

(様式4)

文 書 番 号  
令和 年 月 日

医療・介護・保育分野の適正な有料職業紹介事業者  
認定制度マーク・認定マーク使用変更許可証

〇〇 〇〇殿

厚生労働省職業安定局雇用政策課  
民間人材サービス推進室長

令和 年 月 日付けで申請のあった医療・介護・保育分野の適正な有料職業紹介事業者認定制度マーク・認定マークの使用変更については、これを許可します。使用の際は、下記の使用方法を遵守してください。

記

- 1 申請内容の変更等があった場合は、速やかに変更申請を行うこと
- 2 使用条件に違反して認定制度マーク・認定マークを使用した場合、認定制度マーク・認定マーク使用申請書の内容に虚偽があることが判明した場合、その他厚生労働省職業安定局雇用政策課民間人材サービス推進室長が必要と認める場合には、使用条件の変更、使用許可の取消し、又は使用物品の回収を求めることがあること。